

第3期青森市住生活基本計画の改定について

1 基本的な考え方

(1) 計画改定の目的・理由・計画期間

【目的】

令和3年3月に変更された全国計画及び令和4年3月に改定された青森県住生活基本計画に即するとともに、本市の社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの住宅施策の取組みの適切な継承に配慮しながら、施策の基本方針、目標及び基本的な施策等について見直しを行い、今後10年間の住生活関連施策の方向性を示すものです。

【理由】

①令和3年3月19日に住生活基本計画（全国計画）の変更が閣議決定され、令和4年3月に青森県住生活基本計画が改定されていること。

②市町村に計画の策定義務はないが、策定することが望ましいとされており、本市においては全国計画や県計画に即して市の計画を策定し、地域特性を活かした安全かつ快適な住まいづくり及び良好な居住環境の整備に取り組んでいること。

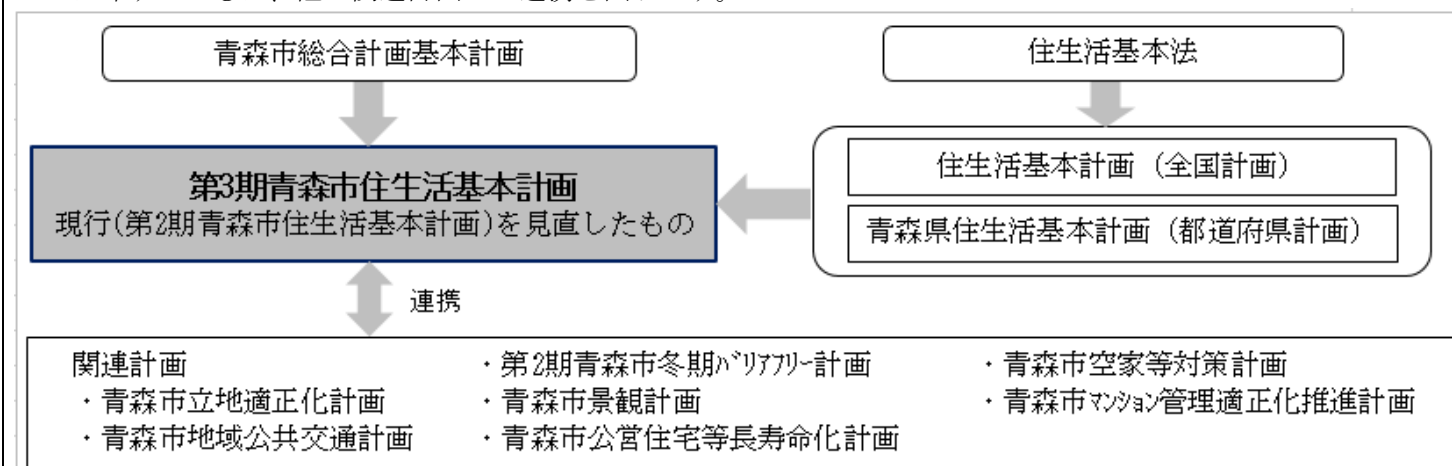
③国において全国計画の変更に伴い市町村計画の策定・変更の促進を図っていること。

【計画期間】

令和6年度から令和15年度（10ヶ年）とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、住宅施策を展開する指針として位置付け、住生活基本法に基づき国・県が作成した住生活基本計画に即するとともに、他の関連計画との連携を図ります。



2 住生活基本計画とは

国及び青森県の住生活基本計画の概要

○住生活基本法（平成18年法律第61号）

【法の目的】

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画その他の基本となる事項について定める。（第1条抜粋）

○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日変更 計画期間R3～12年度 ※旧計画H28～R7年度）

【概要】

法を踏まえ、令和の新たな時代における住宅政策の目標を「3つの視点」及び「8つの目標」で示したものの。

【新たな住生活基本計画の変更のポイント】

- ①社会環境の変化を踏まえ、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性を記載
 - ▶ 新たな日常に対応した、二地域居住等の住まいの多様化・柔軟化の推進
 - ▶ 「安全な住宅・住宅地の形成」、被災者の住まいの早急な確保
- ②2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を記載
 - ▶ 長期優良住宅やZEHストックの拡充、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅の普及推進
 - ▶ 住宅の省エネ基準の義務付けや省エネ性能表示に関する規制など更なる規制の強化

○青森県住生活基本計画（令和4年3月改定 計画期間R3～12年度 ※旧計画H28～R7年度）

【概要】

全国計画に即するとともに市町村計画の参考となるもので、青森県基本計画を踏まえた基本方針の実現をめざし県の住宅施策について「4つの視点」及び「6つの目標」で示したものの。

【基本方針】

生活創造社会につながる賢くて豊かな住生活の実現

- ▶ 青森県基本計画のめざす「生活創造社会^{※1}」の実現に向け、ハード・ソフト両面が整備された住環境での暮らしを「賢くて豊かな住生活」と定義し、県の住宅施策のめざすべき姿として位置づけたもの。

【新たな青森県住生活基本計画の変更点】

視点、目標及び関連する施策の文言の修正。（一部抜粋）

- ▶ 目標：良質な住宅を次世代につなげる社会の実現 → 健康に暮らせる良質な住宅ストックの形成
- 施策：安全で健康な住宅の形成ほか → 社会環境の変化に対応した良質な住宅ストックの形成
- ▶ 目標：青森の風土に根ざした安全で健康な住環境の形成 → 安全に暮らせる住環境の形成
- 施策：安全で健康な住宅の形成ほか → 安全な住宅・住宅地の形成

※1 「生業」と「生活」が好循環する地域。具体的には居住や通勤環境、自然や食など、青森県の暮らしやすさが高く評価され、青森県に住みたいというニーズが高まる状態。

3 第2期青森市住生活基本計画の概要

○現行計画（平成30年3月策定 計画期間H30～R9年度）

【概要】

国及び青森県が策定した住生活基本計画（旧計画）に即するとともに、市の関連計画との連携を図り、第1期計画の見直しを行った市の住宅施策について「3つの視点」及び「4つの目標」で示したものの。

【基本理念】

安全で快適な青い森の住まいづくり

- ▶ 協働による都市づくりにより豊かな自然環境と共生
- ▶ 雪に強く安全で快適な青森の気候風土に根ざした住まいづくり

【視点・目標・施策】

視点	目標	施策
①コンパクト・プラス・ネットワークに資する居住環境の形成 ②住宅ストックの確保 ③多様な居住ニーズへの対応	①地域特性に応じた良好な居住環境の形成	居住誘導区域への誘導施策の実施等
	②安全で良質な住宅ストックの形成	安全で良質な住まいづくりの推進等
	③だれもが安心して暮らせる居住の安定の確保	市営住宅ストックの適切な活用等
	④多様な居住ニーズへの対応	住まいに関する情報提供と相談体制の充実等

○改定に当たり検討すべき事項

- ・現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえた改定
- ・全国計画で示された災害対策の目標「安全な住宅・住宅地の形成等」の施策に係る検討
 - ▶ 新たに「防災指針」を位置付ける立地適正化計画との連携 <目標①関連>
 - ▶ 耐震化に関する情報提供や既存住宅の耐震診断及び耐震改修への支援 <目標②関連>
 - ▶ 高経年マンションの管理水準向上のため管理適正化推進計画の促進 <目標②関連>
 - ▶ 事業手法選定による公営住宅ストックの適切なマネジメント <目標③関連>

4 スケジュール

令和5年度 改定について庁議決定

令和6年度 基本方向・計画素案の作成、わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施
「第3期青森市住生活基本計画」改定（令和6年度末）